

平成23年 第1回臨時会

厚岸町議会会議録

平成23年1月28日開会
平成23年1月28日閉会

(本 会 議)

厚 岸 町 議 会

平成23年 厚岸町議会 第1回臨時会 会議録

招 集 期 日	平成23年1月28日		
招 集 場 所	厚岸町 議場		
開催日時	開 会	平成23年1月28日 10時00分	
	閉 会	平成23年1月28日 14時52分	

1. 出席議員並びに欠席議員

議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×	議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×
1	音喜多 政 東	○	9	菊 池 賛	○
2	堀 守	○	10	谷 口 弘	○
3	佐々木 敬 治	○	11	大 野 利 春	○
4	高 橋 奏	○	12	岩 谷 仁悦郎	○
5	中 川 孝 之	○	13	室 崎 正 之	○
6	佐 齋 周 二	○	14	竹 田 敏 夫	○
7	安 達 由 圃	○	15	石 澤 由 紀子	○
8	中 屋 敦	○	16	南 谷 健	○

以上の結果、出席議員16名 欠席議員0名

1. 議場に出席した事務局職員

議会事務局長	佐 田 靖 彦	議事係長	田 崎 剛
--------	---------	------	-------

1. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名

(1) 町長部局

町長	若狭 靖	監査委員事務局長	豊原 隆弘
副町長	大沼 隆	農業委員会事務局長	高谷 高
総務課長	佐藤 悟		
税財政課長	小島 信夫		
まちづくり推進課長	湊谷 政弘		
町民課長	米内山 法敏		
保健介護課長	久保 一将		
福祉課長	松見 弘文		
環境政策課長	大崎 広也		
産業振興課長	高谷 高		
建設課長補佐	水上 拓		
病院事務長	土肥 正彦		
水道課長	常谷 智晴		
特老施設長	桂川 実		
会計管理者	田辺 正保		

(2) 教育委員会

教育長	富澤 泰
管理課長	須佐 祐吉
指導室長	辻川 尚志
生涯学習課長	稲垣 聡
体育振興課長	高根 行晴

1. 会議録署名議員 1 番 音喜多 政東 2 番 堀 守

1. 会 期
1 月 28 日の 1 日間

1. 議事日程及び付議事件
別紙のとおり

1. 議事の顛末
別紙のとおり

平成23年厚岸町議会第1回臨時会議事日程

平成23年1月28日
午前10時 開 議

日程	議案番号	件名
1		会議録署名議員の指名
2		議会運営委員会報告
3		会期の決定
4		諸般報告
5	議案第1号	厚岸町中小企業振興基本条例の制定について
6	議案第2号	平成22年度厚岸町一般会計補正予算

厚岸町議会 第1回 臨時会 会議録

午前10時00分

●議長（南谷議員）ただいまより平成23年厚岸町議会第1回臨時会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は会議規則第118条の規定により、1番音喜多議員、2番堀議員を指名いたします。

日程第2、議会運営委員会報告を議題といたします。委員長の報告を求めます。

●10番（谷口委員長） 10番。

●議長（南谷議員） 10番、谷口委員長。

●10番（谷口委員長） 議会運営委員会の報告を行います。第1回臨時会の議事運営について、本日、9時30分より委員会を開催いたしました。その内容について報告をいたします。議件1、第1回臨時会の議事運営についてであります。1、町長提出の議案について。(1)議案第1号、厚岸町中小企業振興基本条例の制定についてであります。審査方法は、条例審査特別委員会を設置し、これに付託し会期中の審査といたします。(2)議案第2号、平成22年度厚岸町一般会計補正予算についてありますが、これについても、平成22年度厚岸町一般会計補正予算審査特別委員会を設置し、それに付託し会期中の審査といたします。2、会期の決定についてであります。1月28日、本日1日間といたします。以上であります。

●議長（南谷議員） 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。

●議長（南谷議員） 日程第3、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。

本臨時会の会期は、ただ今の議会運営委員会報告にありましたとおり、本日、1日間といたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日、1日間とすることに決定しました。

日程第4、諸般の報告を行います。このたび、5番、中川議員は永年の議会議員活動により、地方自治の育成と発展に大きく貢献されたことが認められ、去る、平成22年12月21日札幌市ポールスターにおいて北海道社会貢献賞、自治功労者として受賞されましたので、厚岸町議会会議運用内規95の規定に基づき報告いたします。中川議員、おめでとうございます。

ました。

●議長（南谷議員） 日程第5、議案第1号、厚岸町中小企業振興基本条例の制定についてを議題といたします。職員の朗読を省略し提案理由の説明を求めます。まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） ただ今上程いただきました議案第1号、厚岸町中小企業振興基本条例の制定について、その提案理由のご説明を申し上げます。

まず、厚岸町中小企業振興基本条例の制定に至った背景ですが、我が国における事業者の殆どを中小企業が占めております。この中小企業は日本の経済と雇用の担い手であり、中小企業が活力を失うことは、日本経済全体に大きな影響を与えると同時に地域経済が力を失い、地方が衰退することに繋がるもので、この中小企業の成長と発展は、地域経済と産業のみならず、地域住民の生活全体に関わる課題であるといえます。

国は日本経済全体における中小企業の重要性に鑑み、中小企業基本法を平成11年に全面改正し、これまでの大企業との格差是正という認識から、自主的な努力と活力ある成長発展へとその考えを大きく転換しました。こうした中、地方自治体では、中小企業に対する地域の理解を求め、中小企業などの役割を規定して、疲弊する地域経済の活性化を図るために中小企業振興基本条例を制定する動きが広がってきています。

厚岸町においても、事業所の殆どが中小企業であり、その存在は地域の経済活動において重要な役割を果たし、豊かな町民生活の実現には、切り離すことができないものとなっています。このような状況の中、厚岸町商工会と北海道中小企業家同友会釧路地方支部厚岸地区会との連名で、一昨年の4月30日、中小企業振興基本条例の制定に向けた要望書の提出を受け、町ではこの重要性について、認識をさらに深めて当該団体との勉強会の開催や先進事例地の視察などを行ってきたところであります。

また、昨年11月1日には、再度、この条例に盛り込んでいただきたいとする規定内容の要望書も受けたところでございます。町といたしましては地域経済の進展において重要な地位を担う中小企業の振興が厚岸町の発展に欠かせないものということ、企業はもちろんのこと、町や全ての町民が共通の認識とし、結びつけていくことが今、求められていると考えています。

町議会の中でもお示ししてきたとおり、厚岸町の地域経済の進展には、中小企業の振興が必要不可欠であるとの考えの下、これまでの経緯・経過、さらには去る12月定例会での審議等を踏まえ、第2条の定義規定の解釈等について精査をさせていただき、今般、改めて本条例案を上程させていただいたところでございます。

なお、本条例については、中小企業に関する個別の振興施策を具体的に示すものではなく、地域の中小企業を重視し、その振興を行政の柱としていくことを明確にするために制定する、いわゆる理念条例となっております。

それでは、厚岸町中小企業振興基本条例の内容について、ご説明申し上げます。

議案書1ページをお開きください。本条例は、前文と条文10条をもって構成しております。

前文は、具体的な規定を定めたものではなく、条例制定の理念を強調して宣明するため、

制定の趣旨、目的、基本原則を記述しております。地域経済の進展において重要な地位を占める中小企業の振興が厚岸町の発展に欠かせないものであるという認識を、企業はもちろんのこと、町やすべての町民が共有し、中小企業の振興と地域経済の活性化を図ることを理念として宣言しています。

第1条は、この条例の制定目的であります。中小企業の振興に関して、基本理念を定め、それぞれの役割を明らかにするとともに、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進することが、この条例の目的を達成するための手段であり、中小企業の振興をもって本町経済の発展及び町民生活の向上に寄与することが、この条例の目的として規定しております。

第2条では、定義について規定しております。本条例において使用する用語のうち、「中小企業者」、「中小企業団体」、「中小企業者等」及び「大企業者等」について定義しております。第1号の「中小企業者」とは、中小企業基本法第2条第1項各号に規定する中小企業者であって、かつ町内に事務所若しくは事業所又は住所を有するものと規定しております。第2号の「中小企業団体」とは、商工会や中小企業団体の組織に関する法律で規定する中小企業団体のほか、これに類する中小企業者を構成員とする団体で、町内に事務所又は事業所を有するものと規定しており、任意の団体も含むものとしております。第3号の「中小企業団体等」とは、第1号で規定した町内の中小企業者と第2号で規定した中小企業団体をいいます。第4号の「大企業者等」とは、第1号で規定した町内に事務所や事業所又は住所を有する中小企業者以外の会社及び個人であって、かつ町内で事業を営むものをいいます。

第3条は、基本理念について規定しております。第1号では、中小企業者の創意工夫が生かされること。第2号では、中小企業者の経営の改善及び向上に対する自主的な努力が促進されること。第3号では、中小企業者の経済的社会的環境の変化への円滑な適応が図られること。第4号では、町、中小企業者等、大企業者等及び町民の協働により中小企業振興施策が行われること。この4項目を基本理念として規定しております。

第4条は、町の役割について規定しております。第1項では、国、北海道その他の様々な主体と連携し、自然的経済的社会的諸条件に応じた中小企業振興施策を策定し、実施する役割を担うこと。第2項では、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、地元中小企業者の受注機会の増大に努めること。第3項では、学校教育における勤労観及び職業観の醸成が中小企業の人材の確保及び育成に資することに鑑み、児童・生徒に対する職業に関する体験の機会の提供その他の必要な施策を講ずるよう努めること。以上の3項目を町の役割として規定しています。

第5条は、中小企業者等の役割について規定しております。中小企業者が受身の支援対象ではなく、主体的な存在として果たすべき自主的な努力、町の施策への協力や町内において生産され、製造され、又は加工された産品、いわゆる地場産品の利用のほか、地域全体における役割を規定したものです。第1項では、中小企業者が事業活動を行うに当たり、経済的社会的環境の変化に即応した成長発展を図るため、自主的に経営及び取引条件の向上に努めること。第2項では、地場産品及び町内で提供される商工業サービスの利用について努めること。第3項では、中小企業者等は、町が実施する中小企業振興施策に協力するよう努めること。第4項では、中小企業者等は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう

努めること。第5項では、中小企業者等は、児童・生徒に対する職業に関する体験の機会の提供に協力するよう努めること。第6項では、中小企業団体は、事業活動を行うに当たって、中小企業者とともに基本理念の実現に主体的に取り組むよう努めること。以上6項目を、中小企業者等の役割として規定しています。

次の第6条は、大企業者等の役割について規定しております。第1項では、事業活動を行うに当たって、社会的責任を自覚し、中小企業者等との連携・協力を努めること。第2項では、町が実施する中小企業振興施策に協力するよう努めること。第3項では、地場産品及び町内で提供される商工業サービスの利用について努めること。以上の3項目を大企業者等の役割として規定しています。

第7条は、町民の役割について規定しております。第1項では、町民自らの活動が本町経済に影響を及ぼすこと、並びに中小企業の振興が本町経済の活性化と発展に寄与することを理解するよう努めること。第2項では、地場産品及び町内で提供される商工業サービスの利用について努めること。以上の2項目を町民の役割として規定しています。

第8条では、町が中小企業振興施策を策定・実施する際の基本方針について規定しております。第1号では、中小企業者の経営の革新及び中小企業の創業の促進を図ること。第2号では、中小企業者の新技術、独創的な技術等を利用した事業活動の促進を図ること。第3号では、中小企業者の人材の育成及び確保に関すること。第4号では、中小企業者の経営基盤の強化を図ること。第5号では、中小企業者等と関係機関との連携、中小企業者等相互の連携その他の連携の促進を図ること。第6号では、地域の資源の活用等による産業の発展及び創出を図ること。以上、6項目を基本方針とする旨を規定しております。

次の第9条では、中小企業振興施策を調査・審議する組織として、厚岸町中小企業振興会議を設置する旨を規定しております。委員については、中小企業者や中小企業団体、消費者、識見を有する方々のうちから町長が委嘱するものとし、委員の数は10名以内とし、任期は2年とするものであります。町としては、町民や中小企業者等で構成する組織と、役場の担当部署職員で構成する組織をそれぞれ立ち上げ、その中で、中小企業振興施策を検討し、条例において設置する中小企業振興会議の議論を踏まえて、町の施策へ反映させていく仕組みづくりを作り上げていくこととしております。

このような組織体制の下で、たたき上げられた中小企業振興施策の策定と実行により、中小企業の振興と町民生活の維持・向上につなげていくことが、本条例のめざす大きな特徴のひとつでもあります。

第10条については、委任規定でございます。

附則は施行期日についてであります。この条例は、平成23年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上、大変、雑駁な説明ではありますが、ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

●10番（谷口議員） 議事進行。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●10番（谷口議員） 大変申し訳ないんですけども、一部ちょっとわかったんですが、前回の94号での提案と今回されているこの条例の1号の提案の、基本的にどこが変わったのかを説明していただきたいというふうに思うんですが。

●議長（南谷議員） 本会議を休憩いたします。

[休憩 午前10時18分]

[再開 午前10時23分]

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。休憩中に答弁がございましたが、この関係でよろしいでしょうか。はい。それでは本議案の審査方法についてお諮りいたします。審査方法は議長を除く15人をもって構成する条例審査特別委員会を設置し、これに付託し会期中に審査したいと思いますと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

●議長（南谷議員） 異議なしと認めます。議案第1号の審査方法は、議長を除く15人をもって構成する条例審査特別委員会を設置し、これに付託し会期中に審査することに決定しました。

●議長（南谷議員） 日程第6、議案第2号、平成22年度厚岸町一般会計補正予算を議題といたします。職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。税財政課長。

●税財政課長（小島課長）ただ今上程いただきました議案第2号、平成22年度厚岸町一般会計補正予算の提案理由をご説明申し上げます。今回の補正予算の内容であります。平成22年10月8日、政府によって閣議決定された円高、デフレ対応のための緊急総合経済対策に基づき、12月17日に市町村への「きめ細かな交付金」及び「住民生活に光をそそぐ交付金制度要綱」が制定され、このたび厚岸町へ配分された交付金による事業費、また、国の子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金を原資とする道補助金を活用した子宮頸がん等ワクチン接種、さらに国及び北海道の補助金増額配分による住宅耐震改修工事補助金の追加補正計上であります。

議案書の1ページでございます。平成22年度厚岸町一般会計補正予算、5回目。平成22年度厚岸町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。第1条第1項、歳入歳出の補正でございます。歳入歳出の総額に、歳入歳出それぞれ1億2297万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80億9639万4千円とする。第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。次のページをお開き願います。

第1表でございます。歳入歳出補正予算であります。記載のとおり歳入では3款3項、歳出では7款12項に渡って、それぞれ1億2297万4千円の増額補正でございます。事項別により説明させていただきます。

5 ページをお開き願います。歳入でございます。

11款 1 項 1 目 地方交付税 1 節 地方交付税、1413万 3 千円の増。普通交付税、調整財源としての計上であります。

15款 国庫支出金 2 項 国庫補助金 1 目 総務費 国庫補助金 1 節 総管理費補助金、1 億713万 9 千円の増。地域活性化・きめ細かな交付金、9558万 7 千円。地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金、1155万 2 千円。それぞれ厚岸町配分額の計上であります。6 目 土木費 国庫補助金 5 節 住宅費補助金、36万 7 千円の増。住宅・建築物耐震改修事業補助金、30万円の増。社会資本整備総合交付金（住宅管理）6 万 7 千円の増。

16款 道支出金 2 項 道補助金 3 目 衛生費 道補助金 1 節 保健衛生費補助金、118万 5 千円の増。子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時補助金の計上であります。6 目 土木費 道補助金 1 節 土木費補助金、15万円の増。既存住宅耐震改修補助金の計上であります。以上で歳入の説明を終わります。

続いて 7 ページ。歳出でございます。

2 款 総務費 1 項 総務管理費 1 目 一般管理費、642万 6 千円の増。役場庁舎電話交換機整備事業。役場庁舎内の電話交換設備の老朽化に伴う更新整備であります。9 ページ。

3 款 民生費 1 項 社会福祉費 4 目 老人福祉費、927万 3 千円の増。特別養護老人ホーム心和園整備事業、547万 3 千円。昭和55年建て施設のアルミサッシの老朽化に伴う取替え及び多床室の間仕切りカーテンの整備であります。デイサービスセンター消防設備整備事業、380万円。消防法の一部改正に伴うスプリンクラーの設置であります。8 目 社会福祉施設費、1087万 2 千円の増。集会所等整備事業。集会所等13施設の改修補修であります。2 項 児童福祉費 4 目 児童福祉施設費、151万 2 千円の増。宮園保育所遊具整備事業。4 連ブランコ 1 基の老朽化に伴う更新整備であります。11 ページ。

4 款 衛生費 1 項 保健衛生費 2 目 健康づくり費、263万 4 千円の増。子宮頸がん等ワクチン接種。子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンを対象町民が 3 月までに町内医療機関で無料で接種する経費の計上であります。なお、4 月以降の接種につきましては、平成23年度予算案に計上予定であることを申し添えます。13 ページ。

5 款 農林水産業費 1 項 農業費 9 目 堆肥センター費、488万 3 千円の増。有機資源堆肥センター整備事業。有機資源堆肥センターのコンポストヤードへの防鳥ネットの設置整備であります。3 項 水産業費 3 目 漁港管理費、220万円の増。厚岸漁港湾月トイレ整備事業。厚岸漁港湾月トイレの屋上及び外壁の改修であります。15 ページ。

6 款 1 項 商工費 2 目 商工振興費、1400万円の増。厚岸プレミアム商品券発行助成1000万円。厚岸町商工会が発行する厚岸プレミアム商品券の30%上乗せ分の助成であります。真栄駐車場整備事業、400万円。真栄駐車場の舗装及び排水整備であります。5 目 観光施設費、77万円の増。子野日公園桜保全事業。子野日公園内の桜、普賢象の育成施設の改修であります。17 ページ。

7 款 土木費 2 項 道路橋梁費 1 目 道路橋梁維持費、388万 5 千円の増。建設機械整備事業。ミニホイローローダー 1 台の購入であります。2 目 道路新設改良費、1090万円の増。太田南 3 番通りほか整備事業。3 番通り42m、4 番通り70mの改良工事であります。6 項 住宅費 1 目 建築総務費、60万円の増。住宅改修工事補助。既存住宅の耐震改修工事費に対する町助成の計上であります。2 目 住宅管理費、3148万 4 千円の増。町営住宅設備整備事業。梅

香団地の排水管本管取替え及び物置扉の取替え。奔渡団地の給排水管改修及び台所換気扇の取替え。宮園団地のガス給湯器の取替えに係る改修工事費の計上でございます。19ページ。

9款教育費1項教育総務費4目教員住宅費、750万円の増。教員住宅整備事業。現厚岸小学校長宅、現厚岸中学校長宅、現真龍小学校長宅の3戸分の改修工事費の計上であります。3項中学校費2目学校管理費、291万円の増。厚岸・真龍中学校屋外運動場照明整備事業。厚岸中学校及び平成24年度から真龍中学校として利用予定の現潮見高校のグラウンドに各4基の水銀灯照明の設置費の計上であります。5項社会教育費6目情報館運営費、1312万5千円の増。図書館バス整備事業。平成8年度整備車両の更新購入費の計上であります。1ページへお戻り願います。

第2条、繰越明許費の補正であります。繰越明許費の追加は第2表繰越明許費補正による。3ページをお開き下さい。第2表繰越明許費補正。追加であります。国の「地域活性化・きめ細かな交付金」、「住民生活に光をそそぐ交付金」及び住宅建築物耐震改修事業補助金等を充当して行う6款11項に渡る表に記載の17事業、総額1億2034万円を国の繰越承認を受けて翌年度に繰り越して執行するため、繰越明許費の設定を行うものでございます。以上をもちまして、議案第2号平成22年度厚岸町一般会計補正予算の提案説明とさせていただきます。ご審議のうえご承認いただきますようお願い申し上げます。

●議長（南谷議員） 本件の審査方法について、お諮りいたします。本件の審査方法については、議長を除く15人をもって構成する、平成22年度補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

●議長（南谷議員） 異議なしと認めます。議案第1号の審査方法は、議長を除く15人をもって構成する平成22年度補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し会期中に審査することに決定しました。

●議長（南谷議員） 条例審査特別委員会並びに平成22年度補正予算審査特別委員会開催のため本会議を休憩いたします。

[休憩 午前10時34分]

[再開 午後2時53分]

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。日程第5、議案第1号厚岸町中小企業振興基本条例の制定についてを再び議題といたします。本件の審査については、条例審査特別委員会を設置し、これに付託し、審査を求めていたところ、今般、審査結果が委員長からなされております。委員長の報告を求めます。1番、音喜多委員長。

●1番（音喜多委員長） 条例審査特別委員会に付託されました、議案第1号、厚岸町中小企業振興基本条例の制定については、本日、本委員会を開催し慎重に審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告を申し上げます。以上、審査報告といたします。

●議長（南谷議員） 議案第1号、厚岸町中小企業振興基本条例の制定について、お諮りいたします。委員長の報告は原案可決であります。委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

●議長（南谷議員） 異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決されました。

●議長（南谷議員） 日程第6、議案第2号平成22年度厚岸町一般会計補正予算を再び議題といたします。本件の審査については、平成22年度補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、審査を求めていたところ、今般、審査結果が委員長からなされております。委員長の報告を求めます。13番、室崎委員長。

●13番（室崎委員長） 平成22年度補正予算審査特別委員会に付託されました、議案第2号、平成22年度厚岸町一般会計補正予算については、本日、本委員会を開催し慎重に審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告を申し上げます。以上、審査報告といたします。

●議長（南谷議員） 議案第2号、平成22年度厚岸町一般会計補正予算について、お諮りいたします。委員長の報告は原案可決であります。委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

●議長（南谷議員） 異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決されました。

●議長（南谷議員） 以上をもちまして、本臨時会に付議されました議案の審査は、全部終了いたしました。よって平成23年厚岸町議会第1回臨時会を閉会いたします。

（閉会時刻 午後2時56分）

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成23年 1 月28日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員
